



特集

博物館を考える～新しい博館像について～

- ④ 施策提言
新しい時代に求められる博物館の役割 〈石川県立美術館館長／嶋崎 丞〉
- ⑥ 座談会
「博物館を考える」～新しい博物館像について～
常磐大学大学院コミュニティ振興学研究科研究指導教授／水嶋英治
東海大学海洋科学博物館館長／西 源二郎
大阪市立自然史博物館館長／山西良平
司会 栗原祐司
- ⑪ 動物園・水族館にとっての博物館制度 〈旭川市旭山動物園園長／小菅正夫〉
- ⑫ 植物園にとっての博物館制度 〈広島市植物公園園長／石田源次郎〉
- ⑬ プラネタリウムや公開天文台は博物館か？
兵庫県立大学教授、兵庫県立西はりま天文台公園園長／黒田武彦
日本プラネタリウム協議会理事長、大阪市立科学館学芸課長／加藤賢一
- ⑭ 施策説明
文部科学省の博物館振興施策について 〈文部科学省生涯学習政策局社会教育課〉

連載

- ①⑥ まなびの新風——あのまち・このまち
学校教育を地域の教育力の源へ 〈まなびのまち島根県東出雲町〉
- ②⑩ 団塊世代による地域づくり
官民協働で地域デビュー支援 〈鎌倉団塊プロジェクト実行委員会〉
- ②④ マナビィと行く全国28の家
立山へ！ またこれ まっとっちゃ！
〈独立行政法人国立青少年教育振興機構 国立立山青少年自然の家〉
- ③① 子育てするならわがまちで
保護者のエンバウメントとそれを支える地域のネットワーク構築に向けて
〈大阪府教育委員会〉
- ③④ 事例クローズアップ
果物、野菜が日本を救う 〈香川短期大学名誉学長、香川県食育推進会議会長／北川博敏〉
- ③⑧ 事例クローズアップ
こどもが主役のこどもの街 〈キッザニア東京〉
- ④⑩ 事例クローズアップ特別編・今月のオススメ図書館
「仕事に役立つ」と評価される図書館を目指して 〈静岡市立御幸町図書館〉
- ④② 挑戦！ 企業が取り組む生涯学習
エネルギーと環境教育への支援活動 〈関西電力〉
-
- 44 まなびの技術
〈放送大学全科履修生・東京文京学習センター所属 橋本泰孝さん／放送大学専科履修生・東京文京学習センター所属 安部佳子さん〉
- 46 都道府県ニュース
- 48 突撃レポート (NPO法人 こども未来ネットワーク)
- 49 Manabee News
- 53 教えてマナビィ
- 54 編集後記「笑顔得酬」

博物館を考える

新しい博物館像について

施策提言

新しい時代に求められる 博物館の役割

石川県立美術館館長

嶋崎 丞

いうまでもなく博物館は、社会教育の一翼を担う機関ですが、地域住民に対して文化的・知的なサービスを提供する、サービス機関でもあります。したがって、地域住民にとって、サービスを享受しようという意欲を喚起させる存在でなければなりません。このことは、博物館の使命や役割、存在意義を明確にする必要があることに通ずると思われます。

では、博物館に求められるサービスとはどのようなことでしょうか。

第一番目は、博物館が従来から行ってきたことですが、資料を展示して、鑑賞や観察の機会を提供することです。このことは、いかに時代が変わろうとも今後も継続されていくものです。資料充実のために資料収集が行われ、調査研究を実施し、その結果を展示を中心に公表していく、このごく当たり前のことが一番難

しいサービスではないかと思えます。

二番目は、最近よくいわれますが、分かりやすい展示を仕掛けるということですが、博物館学芸員の考えた展示はどうも難解で、百貨店の文化催事の展示は理解しやすいという言葉に耳にします。解説のキャプションやパネルの表現内容、字数の分量、大きさ、それらを掲示する高さ、色彩、館内照明など、展示手法におけるちよとした工夫がサービスにつながります。また、博物館という列品解説の在り方も課題です。学芸員の解説は、持てる知識の全てを吐き出そうとするために、難解で時間が長くなりがちです。鑑賞や観察のヒントを与えるような簡潔な方法の方が、かえってサービスにつながるのではないのでしょうか。最近解説専門のミュージアム・ティーチャーやエデュケーターを置いている博物館もあり

ますが、ボランティア解説員の方が分かりやすいという意見もあり、学芸員の解説の在り方も一考を要する時代に入ったといえます。さらに、博物館内のインフォメーション表示も重要なポイントです。建築装飾の美観への配慮から、できるだけ目立たないように表示されていて、かえって利用者にとって不便な場合が多いように見受けられます。

三番目は、展示活動に直接関係のない総体的なサービスです。講演会や講座、研究会、学会などは、今日ほとんどの博物館で実施されています。しかし、多くの博物館でコンサートや映画会が開催され始めました。このことは、経済不況により、多くの入館者数を見込めないため、これまで博物館に関心を示さなかった音楽や映画の愛好者を取り込む手段として実施されるようになったと思われます。これらの取組のなかには、展示活動充実の補助手段として実施しているものもありますが、どちらかといえば、そうした

博物館は少なく、博物館の使命や役割とは全く関係の無い、単なるイベントの開催に終始しているものも見受けられます。社会教育機関や文化的・知的機関としての博物館の総体的サービス内容とは何かを再検討する時期になったのではないかと思います。

従来の博物館活動では、専ら博物館の設置者やスタッフが考えたプログラムを、博物館の利用者に対して一方的に提供してきたといっても過言ではありません。

ん。しかし今日は、博物館と利用者が一体となって、博物館活動を考え、創り出し、喜びや感動を分かち合う時代です。利用者の目線に立ち、質の高い展示内容を利用者に分かりやすい方法を用いて提供する方法が求められます。その一方でまた、博物館法第二条に謳われている資料の収集・保管、展示、教育活動、調査研究という博物館の本質は、守り伝え、変えるべきではないと考えています。



石川県立美術館館長。石川県出身。専門分野は、日本工芸史、日本文化史。九州大学大学院文学研究科国史学専攻修士課程修了後、石川県美術館（石川県立美術館の前身）職員となる。資料科長、事業科長を経て、昭和55年に石川県立美術館開設準備室長として尽力し、昭和58年に現在の石川県立美術館副館長、平成3年より現職。文化審議会専門委員をはじめ、各種委員会の委員を歴任。平成12年には、文化財保護法50年記念文化財保護功労者として文部大臣表彰。著書として、『日本陶磁器全集26巻古九谷』（中央公論社）、『やきものシリーズ九谷』（講談社）、『加賀能登の伝統工芸』監修解説（主婦の友社）など多数。各種美術雑誌等への論稿も多い。



西 源二郎氏

東海大学海洋科学博物館館長、同大学自然史博物館館長。京都府出身。専門分野は、魚類生理生態学、博物館学。博士（農学）。大分生熊水族館、東海大学海洋科学博物館、同大学海洋研究所での勤務を経て、平成10年より東海大学教授。平成16年より現職。平成18年度より、静岡県博物館協会副会長、滋賀県立琵琶湖博物館協議会委員、全日本博物館学会編集委員。著書に、『新版博物館学講座』（共編著、雄山閣）、「水族館学」（共著）、「水族館の仕事」（共編著、ともに東海大学出版会）等。

それは学芸員の教育、市民の教育活動などを含めて幅広く捉えることができるでしょう。これからは、博物館の使い方の技術、ミュージアムリテラシーの教育も考えていかないとけません。また、「コレクション」の概念が拡大している、これまで想定しなかったような資料も扱わないといけません。資料の保存は、博物館だけでなく社会全体が、きちんと役割分担をして責任をもって取り組んでいくべき問題です。

山西 「公益性」の問題については、地方の公立博物館は当該地方の税金で賄われているので、館の設置者は住民へのサービス中心に考えがちです。しかし、地域の博物館といえども、人類共有の財産である資料を伝えていくという普遍的使命があります。そこは、地方にだけ任せるのではなくて、国によるサポートも含めて考えていくべき問題です。

登録制度について

山西 登録制度は、法制定当時は、国により助成するに値する館園を選別する意味合いを持っていました。現在では補助金制度が廃止され、そういった意味合いは薄まっています。では、なんのための登録制度かといえば、一つには、博

物館の信頼性の証明、もう一つには、教育を含めた市民サービスをきちんとしていることの証明、この二点が考えられます。現在は特に、小規模館や、営利法人立の館を審査することが重要になっていくように思います。

水嶋 日本は、アメリカに次いで博物館大国と言われています。現在、アメリカには約一万七五〇〇館、日本には約五六〇〇館も博物館があります。これからは、博物館の「量」よりも「質」を高めていく必要があります。「博物館」の定義を拡大して、博物館を広く救うことも大事ですが、登録基準を厳格にして、登録基準の設定、運用について具体的に検討すべき時期にきています。

栗原 営利法人立の博物館で、博物館相当施設の指定を受けて、その旨を名刺や看板等で表示している例もあります。相当施設に指定されることで、金銭的メリットだけでなく効果があると認識されているというのでしょうか。

西 非営利か営利かという場合に、相当施設の指定を受けているということは、館の信頼性を証明する点でメリットがあります。だからといって、株式会社立の博物館を登録対象から外すのは好ましくない、といえるかは微妙な問題といえます。

栗原 「非営利性」を貫けば、株式会社立の博物館を登録対象とすることは難しくなります。では、やはり登録博物館たれない館のために、相当施設の指定のような制度が必要なのでしょうか？

西 株式会社は株主のためにあるという最近の風潮の中で、株式会社が博物館としてやっているのか疑問です。定款に博物館活動を行うことを明記するなど何らかの歯止めが必要だと思えます。

山西 さちんとした内容の展示をしているのか、必要な職員が配置されているのか等、現場に出かけていくことも含めて実態を審査することにすれば、企業博物館の場合でも判定することは十分可能なのではないでしょうか。

水嶋 現在、これだけ博物館が設置されてくると、競争の時代となっていることも事実です。登録制度の他に、誰が基準を満たすと判断するのを含めて、業界全体の

座談会

「博物館を考える」 ～新しい博物館像について～

出席者

水嶋英治

(常盤大学大学院コミュニティ振興学研究科研究指導教授)

西 源二郎

(東海大学海洋科学博物館館長)

山西良平

(大阪市立自然史博物館館長)

司会

栗原祐司

(文部科学省生涯学習政策局社会教育課地域学習活動推進室長)

栗原 本日は、「博物館を考える」新しい博物館像について」と題しまして、来るべき博物館法の改正に向けて、これからの時代にふさわしい「新しい博物館制度の在り方」について、日本の博物館を代表する三人の先生からお話を頂きたいと思います。

「博物館」の定義について

栗原 博物館法は、博物館設置者を限定した登録制度をとっていますので、法律上の「博物館」の範囲はかなり限定されており、一般国民にとつてのいわゆる「博物館」と、博物館法上の「博物館」とでは、かなり違った捉え方をしています。また、昭和二十六年の博物館法制定時の博物館数は約二〇〇館程度であつたのに対して、現在では約五六〇〇館と、法制定当時には想定しえなかつたほど多種多様な博物館が存在しています。新しい時代における「博物館」の定義について、どのようにお考えでしょうか。

西 博物館の基本的機能は、資料の「保存」と、教育を含めた「展示」です。I C O M (国際博物館

会議)の定義によれば、「継続性」「非営利性」「教育性」を充足すれば、「博物館」といえます。例えば、プラネタリウムや科学館も、実物資料はないけれども、模型やデータを使って教育しており、「教育性」を満たしています。また、営利企業立博物館の中には、レクリエーション性は非常に高いけれども、「教育性」を満たしているとは言い難い場合があります。私が長く関わってきた水族館は、博物館の中で最も営利企業が参入している館種といえますが、水族館で得られた利益のかなりの部分が親会社にくつともあります。この頃は、「会社は株主のためにある」といった風潮が非常に強くなつてきており、我々が期待するような博物館活動が行われなくなる恐れがあり、私としては、できる限り「非営利」を貫きたいと考えています。

水嶋 「非営利性」や「公益性」の認定」をどう考えるか、それが博物館界にどう影響を与えるかというところを、これから注視していくかなばなりません。また、博物館の定義の中に「教育」とありますが、



山西良平氏

大阪市立自然史博物館館長。和歌山県出身。専門分野は、海洋生物学。理学博士。昭和52年に大阪市立自然史博物館に学芸員として採用される。平成17年より現職。日本博物館協会理事、西日本自然史系博物館ネットワーク理事長、淀川環境委員会委員等を歴任。砂粒間隙生多毛類（ゴカイ）の分類に関する論文、大阪湾及び各地の岩礁・干潟の潮間帯生物に関する報告等、多数執筆。

いとキュレーターになりえないです。すし、アメリカのキュレーターは管理職で、日本の学芸員は国家資格であって制度が違うものだとはっきりさせるべきでしょう。

山西 学生は、非常に憧れをもって学芸員の資格取得に望みますからね。実習にきて、学芸員というのはこんなことまでやるのかとショックを受ける学生も多いようです。美術館については大学院に学芸員養成のコースを設けて作品の取り扱い方を含めたトレーニングを課すことに意義があるように思いますが。しかし、自然史系ではその中でも動物、植物、地学など全く異なるスキルが求められるの

で、それぞれの分野の大学院で研究を積んできてもらわないといけません。大学院に自然史系学芸員養成のコースを作っても意味がありません。

水嶋 一つの大学院で全てのことに対応することは無理でしょう。いくつかの大学院が連携してネットワークを組み、一つの連合体として単位互換性をとるといったぐらいのことを考えないといけません。

西 自然史系の学芸員の資質は、研究者としての資質とかなり重なります。ただ、例えば動物学の大学院でも、今だと標本に触らなくても卒業できるかもしれません。

が、博物館に就職する限りは標本に触っておくべきです。

山西 「新しい時代の博物館制度の在り方について」（これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議）報告書」には、学芸員に必要な能力として四つ挙げられています。大学で養成すべき能力と照らし合わせると、「資料及びその専門分野に必要な知識及び研究能力」「資料に関する収集・保管・展示等の実践技術」は、その分野での大学院レベルが求められる。「コミュニケーション能力」は、本人の資質によるところが大きいでしょう。むしろ、博物館での採用面接である程度分かりますし、採用されてから市民と接する中で培われていくものでもあります。「マネージメント」は、現場で鍛えるしかありません。単位数を増やすことより、むしろ大学の博物館学コースでは、「博物館に対する見識」なり、新しいものを身につける、ということに絞りたいと考えているかと思いますが。

西 「技術」や「知識」というよりも、いま言われた「見識」、博物館とは何か、ということについて

で、もっと理解してもらうことが重要ですね。

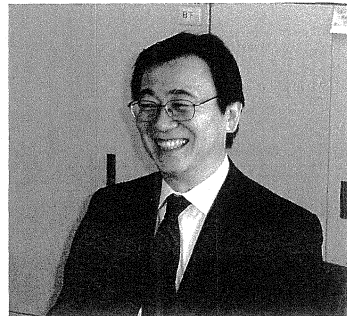
水嶋 全国博物館大会においても、博物館の思想、哲学、倫理観、これらをもっと教えて欲しいという意見が出ており、会場内のかなりたくさんの方が領いていました。

西 これからは、研究しか考えていない学芸員では駄目で、やはり博物館センスというか、サービス精神にあふれた学芸員が求められています。

水嶋 それも現場に出て体得してもらわないと、机上だけではできないでしょうね。

山西 博物館の活動スタイルが重要で、先輩の学芸員が部屋の中に閉じこもってはいけません。

水嶋 学芸員の養成課程については、五年ごとカリキュラムを見直すくらいの制度にしておかないと、大学側が対応できないと思います。今年の夏にウィーンで開催されたICOM大会では、世界各国の著作権法を比較検討して、各美術館がインターネットでどのように作品を公開できるのか、国際比較が発表されています。公式の報告が出れば、いずれ日本でも対



水嶋英治氏

常盤大学コミュニティ振興学部教授、常盤大学大学院ミュージアムマネジメント領域教授。神奈川県出身。専門分野は、博物館学、文化財保存管理論、博物館情報学。日本科学技術振興財団・科学技術館にて展示企画・設計に従事後、ラ・ヴィレット科学産業都市（仏）勤務を経て、平成15年10月より現職。現在、中央教育審議会生涯学習分科会臨時委員、日本ミュージアムマネジメント学会常任理事としても活躍。

自主基準、博物館界としての指針、ガイドラインを自分たちで策定すべき時期にきています。そうすれば、株式会社であろうと個人立であろうと、博物館界の基準の中では、実施している市民サービスの質を保証できるはずなんです。

栗原 アメリカでは、アクレディテーション（認証）を受けているところには、寄附が集まるなど、一定のステータス効果があります。

山西 社団法人日本動物園水族館協会の加盟園館であることも、一つのステータスになっているように感じます。財団法人日本博物館協会が大きな傘として機能して、そのもとで、それぞれの館種組織

が活動する、その流れの中で我が国の博物館における基準を、自主的に定めていくというののもひとつの道筋かと考えます。

西 例えば、保存技術などの技術的各論は、生物系、自然史系、文化財系それぞれの分野で全く違っていますが、登録審査において、どの分野にも共通な事項というのは何なのか、それについてどういう議論ができるのか考えていかななくてはなりません。

山西 登録制度の話から逸れますが、「NPO法人西日本自然史系博物館ネットワーク」という草の根型の組織があります。そこでは、学芸員らが創意工夫をして事業を

学芸員の在り方について

水嶋 先日の全国博物館大会で、大学教育に求めるのは「即戦力」か「基礎力」か、参加者が挙手する場面がありました。参加者約一三〇名中、「即戦力」に手を挙げたのは一人だけでした。大学教育では、「基礎力」をしつかり養成してもらいたいということです。

ただ一方で、私が平成一九年の八月から九月にかけて海外の博物館等を訪問した印象では、例えば、インターネットで博物館がコレクションを出すにあたって、著作権

等知的財産権の取扱いをどうするかなど、学芸員に対して非常に高度な知識が求められてもいます。日本においても、時代の要請にあった学芸員養成課程が必要だと思います。

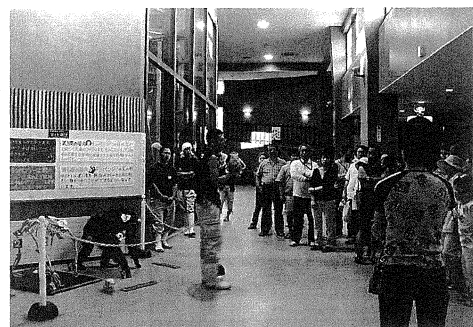
山西 最新の情報や博物館人として必要なリテラシーなどを抽出して、それを中心にカリキュラムを組んでもらえば、現場としても有意義です。現状では、後継者を育てるというより、理解者養成という観点で実習を受け入れているのが関係者共通の認識ではないでしょうか。

西 私の大学では、学芸員養成については、毎年八〇〜九〇名の学生を教えて、四〜五名が博物館等に就職します。博物館は、資料収集、保存、展示、教育活動など、非常にやるべきことが多いのに対し、社会教育主事資格などと比較して学芸員資格の受講科目は少なすぎると感じています。基礎資格であっても、しつかり養成しないといけないと思っています。もう一つ、学芸員とキュレーターの関係を明確にすべきではないでしょうか。一〇年、二〇年の経験がな

提案し、交流しています。研究会などを開催すると、各地から五〇人も六〇人も集まります。同一館種における情報共有に対するニーズは非常に高いといえます。

水嶋 一月一五〜一六日に新潟県長岡市で開催された全国博物館大会では、いわゆるタウンミーティングを開催して欲しいという声も多かったですね。今こそ、そもそも博物館とは何か、どうあるべきかなど議論し合う絶好の時期ではないでしょうか。

日本中に動物園と水族館が何所あるか存じですか。実は私にも分からないのです。何故かという、誰でもどこでも「〇〇動物園」とか「△△水族館」を名乗るからです。しかしながら、レクリエーション・研究・教育・自然保護を四つの柱として活動し、一定の基準を満たしている動物園水族館で組織されている日本動物園水族館協会（以下日動水協）には、現在九〇の動物園と六七の水族館が登録されています。そこでは、生きている動物が本来の姿で展示され、環境教育や生命教育が行われ、獣医学的研究や生物学的研究、そして希少動物の保護増殖事業が各園館ごとに、また会員の協力によって実施されています。



チンパンジー館での骨格標本と剥製標本を使った解説



外来生物展でのアライグマとエゾタヌキの比較解説

■お問い合わせ
旭川市旭山動物園
〒078-8205
旭川市東旭川町倉沼
TEL 0166-36-1104
FAX 0166-36-1406
URL <http://www5.city.asahikawa.hokkaido.jp/asahiyamazoo/>

動物園・水族館にとつての博物館制度

旭川市旭山動物園園長

小菅正夫

を収集保管して、教育的配慮の下に展示し、調査研究を行う施設」となっています。展示されている資料によって、歴史博物館とか美術館、科学館などがあり、動物園水族館も生きた動物を扱う博物館

として分類されています。また、博物館法上の博物館とは一定の要件を満たして登録された博物館を言います。

しかしながら、日動水協加盟館のうち、「〇〇動物園」とか「△△水族館」など、「□□博物館」と名乗っていない施設で登録博物館となっているのは六園館しかありません。なぜかという、前述したとおり動物園水族館の活動は博物館の要件を満たしているものと思われるのですが、「公立博物館は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会の所管に属す

る（博物館法第十九条）」という規定があるため、多くの動物園水族館が登録申請すらできないのです。

実は動物園水族館ばかりではなく、実際には博物館でありながら登録されていない施設も数多くあり、博物館法が博物館活動の実態を捉え切れていない部分も多く出てきているものと思われまふ。博物館法が実態に即した法律に改正され、我々日動水協加盟の動物園水族館の多くが博物館として登録できるようになることを願っております。



栗原祐司

文部科学省生涯学習政策局社会教育課地域学習活動推進室長。東京都出身。平成元年文部省入省後、文化庁、国土庁、北茨城市教育委員会、ニューヨーク日本人学校等勤務を経て、平成19年7月より現職。

水嶋 先日、全国博物館大会でもたくさん意見が出されましたが、国民生活に入っていくような、いわば「生活の道具」のように身

近な存在として、博物館をもっともって利用して欲しいと思えます。生涯学習社会の実現を考えますと、学校教育だけではなくて、お母さんにも、おじいちゃんにも身近な存在になって欲しい。また、博物館に対する要望は、ますます多様化、高度化、専門化しています。博物館にしろ、学芸員にしろ、キュレーターにしろ、「プロフェッショナルリズムの追究」という思想がなければ、博物館の質的転換は図れないのではないかと思います。

西 指定管理者制度や独立行政法人制度の下で、「資料の保存」が非常に疎かになっているのが大変気になっています。千何百年以上

も前から伝えられてきた日本の文化財が、ここ一〇年くらいの間に失われようとしています。それは、この一〇年余りの不況で、これまで資料の保存や研究に当たっていた人が、教育活動に当たらなければいけなくなるなど、資料の保存研究が十分にできなくなってきたためでもあります。教育活動を充実させていくべきことはもちろんですが、博物館における資料の保存、研究は非常に危機的状況にあり、早急に対処していかねればなりません。

おける登録審査事務が極めて少ない現状が指摘されていますが、このままでは設置者側の博物館に対するガバナンス能力が低下してしまうことが危惧されます。登録博物館の審査について、仮に第三者機関を作って博物館人の目でもた評価をするとしても、最終的審査は教育委員会が行うという行政責任は残しておくべきでしょう。

西 指定管理者でも、博物館機能の全てをきちんと果たしてくるところであれば良いけれども、経営面しか考えない指定管理では博物館はますますやせ細っていくでしょう。

水嶋 そういう意味では、ミュージアムマネージメントだけでなく、設置者を含めたガバナンスを考える時期にきているでしょうね。

栗原 これからは、我が国の博物館関係者が館種等を超えて一丸となり、日本全体の博物館を盛りあげていく必要があると思います。来るべき博物館法改正に向けて、現場からの大きなムーブメントがおこることを大いに期待したいと思います。本日は、貴重な御意見を頂き、ありがとうございます。

植物園にとっての博物館制度

広島市植物公園園長 石田源次郎

植物園は、花や樹木がいっぱいの憩いの場と受止められがちですが、多くの生きた植物とその栽培・展示ならびに標本や図書、資料を介して展開される社会教育・生涯学習の場であり、博物館そのものです。

植物園は博物館法制度をどのように捉えてきたか

博物館登録している植物園は、平成一七年度社会教育調査によると、わずかに一園にすぎません。このことは、植物園の多くが、博物館登録を園の設置・運営の必須要件として、また「登録の有無」を管理運営面に影響する要素と捉えていないことを反映したものの、すなわち「登録」を植物園利用者に強くアピールできる「旗印」と認識していないことを物語っています。また、植物園においては学芸員制度がうまく機能している園は少

ないようです。それは技術職員の専門的知識や技能などの能力が比較的高いため、学芸員としての力量を発揮する場面が少ないためと思われる。新しい制度では学芸員の高度化が図られますが、大いに意義があり、期待するところです。

現場から

新しい博物館制度への期待

ここ二、三年、公立植物園では急速に指定管理者制度の導入が進んでいます。同制度導入の目的は民間活力を活かし、公益性を確保しつつ、効率的な運営管理を行い、住民・地域の福祉に寄与するものですが、現実には経済競争原理の導入による運営経費の削減

が主たる目的で、本来の業務を維持し、質を高める植物園活動とは相反するものです。

植物園という中長期展望にたつて運営する施設にあつて、指定管理者が短期的に交代するかもしれないという状況は、植物園経営の根幹を危うくするものであり、収集した資料類、生植物などの適切な維持、継承に支障をきたしかねません。新しい博物館登録制度では、指定管理者の普及を念頭に、植物園が博物館の本質的な活動を今後とも安定的に継続できる配慮を期待しています。

新しい博物館制度と利用者

さて、博物館登録制度は誰のための制度でしょうか。『新しい時代の博物館制度の在り方について』



広島市植物公園



特別企画展「広島県の巨樹・巨木展」の展示風景

てでは、新制度の意義を「博物館設置者、博物館、博物館利用者など、博物館に関係する者が博物館の公益性の認識と望ましい博物館像を共有し、継続的に博物館の改善、向上を目指していくために役立ち、もって当該博物館が利用者を支えられる土台を作る」と記し、博物館の利用者に言及していることは注目に値します。

新しい博物館制度では、博物館としての植物園活動を客観的に評価、認証することにより、利用者が安心して、より分かりやすく、より身近な施設として、良質、多様で高い知識や技術、情報を習得でき、また利用者が改善に参画できる博物館（植物園）となるための環境整備が盛り込まれることに意義があり、期待するものです。

■お問い合わせ
広島市植物公園
〒731-5156
広島市佐伯区倉重3-495
TEL 082-922-3600
FAX 082-923-6100
URL <http://www.hiroshima-bot.jp>

プラネタリウムや 公開天文台は博物館か？

兵庫県立大学教授、兵庫県立西はりま天文台公園園長

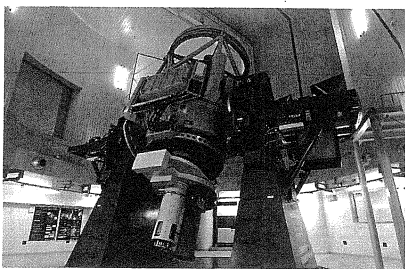
黒田武彦

日本プラネタリウム協議会理事長、大阪市立科学館学芸課長

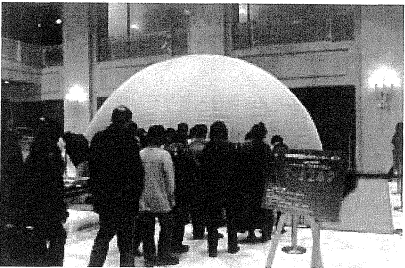
加藤賢一

「夜空の星やその動きを展示できないか？」そんな発想のもと、今から八〇年ほど前にドイツ博物館でプラネタリウムが開発されました。昼でも星が見えるという機能にたちまち多くの人が魅了され、急速に世界中に普及し、我が国では一九三七年に第一号が大阪市立電気科学館に入ってから、三五〇館ほどになっています。一方、「プラネタリウムの星は人工のもの。本物に接することが一番！」という素朴な発想から現代の公開天文台が生まれ、約二〇年前から急増し、今や全国に二〇〇館以上を数えるようになりました。

然あふれる地域に、と場所は違いますが、共に天体や宇宙を教材として自然の成り立ちや機構など



国内最大のなゆた望遠鏡は研究にも市民の観望にも使われている（西はりま天文台）



最近移動式プラネタリウムも活躍している

■お問い合わせ
兵庫県立西はりま天文台公園
〒679-5313
兵庫県佐用郡佐用町西河内407-2
TEL 0790-82-0598 / FAX 0790-82-3514
E-mail harima@nhao.go.jp
URL <http://www.nhao.go.jp/>
大阪市立科学館
〒530-0005
大阪市北区中之島4-2-1
TEL 06-6444-5656 / FAX 06-6444-5657
E-mail toiawase@sci-museum.jp
URL <http://www.sci-museum.jp/>

を紹介しようと努めています。さて、このようなプラネタリウム館や公開天文台は果たして「博物館」なのでしょうか。一次資料は天体です。手にとることができませんから、扱うのは映像情報や現象の記録などの二次的資料です。それで博物館の基本から逸脱している、ということになるのでしょうか？

我が国のプラネタリウム館と公開天文台の数を海外諸国と比較してみると驚くはず。プラネタリウム館の場合、総数ではアメリカ合衆国に劣るものの、中大型機の数では世界一です。公開天文台に至ってはそうした概念がない国

がほとんどだからです。つまり、両者共、我が国に固有の極めてユニークな存在なのです。これらを「博物館」と位置づけ、その活動を奨励していくのか、ユニークさを特異性としてその社会教育関係機関として片づけてしまおうのか？ 広く解釈していただければ、専門職員も揃い、教育活動も調査研究も行っているのですから、十分、「博物館」の仲間に入れて頂けるのではないかとと思うのですが、いかがでしょうか。もっとも、機器があるだけという施設もないわけではなく、それらを「博物館」と呼ぶのはどうかな、と思います。

文部科学省では、博物館が地域における生涯学習推進や文化芸術の拠点として一層重要な役割を果たし、その発展を支援するための施策を実施しています。以下、平成一九年度の施策についてその一部を紹介いたします。

1 地域と共に歩む 博物館育成事業

博物館が地域の市民の理解を得ながら、安定的・継続的に活動を行っていくために、近年、課題となっている博物館の評価や防災体制等について、国内外の博物館の実態等の調査研究を行い、成果を全国に普及啓発することで、地域の博物館の活性化を図ります。具体的には、下記の内容の調査研究を実施しています。

施策説明

文部科学省の 博物館振興施策について

文部科学省生涯学習政策局社会教育課

す。

①博物館の評価方法に関する調査研究
博物館が、真に地域に根ざした活動を行っているか等、博物館を適切に評価することがますます重要となっています。

このため、博物館運営について、博物館の自己点検及び外部評価の基準となる評価指標を策定し、博物館評価を通じて、地域住民にとってより良い博物館に改善していく仕組みについて調査研究を行っています。

現在、財団法人日本博物館協会に「博物館の評価基準に関する調査研究」及び「博物館の評価等機関に関するモデル調査研究」を委託し、調査研究を進めています。

②博物館における施設管理・リスクマネジメントに関する調査研究

地震や水害等の非常時における対応のため、博物館における施設管理・リスクマネジメントに関する現状を把握するとともに、博物館の防災体制や安全確保

ています。

主に、①博物館法の博物館について、②博物館の登録制度の在り方等、博物館評価について、③学芸員制度の在り方について、検討を行い、平成一九年六月に、報告書「新しい時代の博物館制度の在り

方について」がとりまとめられました。同検討協力者会議では、引き続き、残された課題について検討を進めており、学芸員の養成に関するワーキンググループを設けるなどして検討を進めています。

に関するマニュアルを策定することとされています。また、博物館関係者や文化財保存関係者等専門家による災害における博物館への支援体制の在り方についても検討を行っています。

2 「新しい時代の博物館制度の 在り方について」 （「これからの博物館の在り方に関する 検討協力者会議」報告書 （平成一九年六月））

博物館の現状や課題を把握・分析し、生涯学習社会における博物館の在り方について調査・検討を行うため、平成一八年九月に博物館関係者や有識者からなる「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」を発足させ、検討を行っ

◆第55回全国博物館大会 レポート◆

「新しい時代の博物館制度の在り方と博物館におけるリスクマネジメント」

平成一九年十一月十五日（木）～十六日（金）に、第55回全国博物館大会が、財団法人日本博物館協会の主催、新潟県、新潟県教育委員会、長岡市、長岡市教育委員会、新潟県博物館協会の共催、並びに文部科学省等の後援を受け、全国から400名の博物館関係者が参加し、新潟県長岡市にて開催されました。本年は、「新しい時代の博物館制度の在り方と博物館におけるリスクマネジメント」をテーマに、博物館の定義、登録制度、登録審査にあたる機関の在り方、学芸員問題等とともに、震災時における博物館の資料管理の在り方、震災に遭遇した際の初期対策の在り方等について、活発な議論が行われました。最後に、大会決議がとりまとめられ、盛会のうちに終了しました。

月刊

マナビイ



2月号予告

特集

社会人等の「学び直し」の機会の 充実を目指して

まなびの新風—あのみち・このまち— 守山町の生涯学習の取組(滋賀県守山市)

挑戦! 企業が取り組む生涯学習 暮らしに活かそう経済・金融の知識(野村證券株式会社)

事例クローズアップ特別編 にぎわいづくりの拠点として 期待される新しい形態の図書館
—今月のオススメ図書館— (いわき市立いわき総合図書館)

月刊

マナビイ 1月号

第79号

2008年1月1日印刷

2008年1月1日発行

著作権所有 文部科学省©

発行所 株式会社 ぎょうせい

本社

〒104-0061 東京都中央区銀座7-4-12

本部

〒167-8088 東京都杉並区荻窪4-30-16

TEL 03-5349-6666 (営業部)

URL <http://www.gyousei.co.jp>

印刷所 ぎょうせいデジタル株式会社

定価600円 本体571円 税76円

年間購読料7,200円(税・送料込み)

- ・ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申し受けます。
- ・なお、購読のお申し込みは直接営業所またはほとんどの書店にてお願いします。

- 本紙掲載のうち、意見にわたる部分については、それぞれ筆者個人の見解であることをお断りいたします。
- 本誌へのご意見、ご感想、情報などは、メール(chiiki@mext.go.jp)又は添え付けのハガキで是非お寄せください。

広告の問い合わせ・申し込み先

(株)ぎょうせい営業部広告課

電話 03 (5349) 6657 (ダイヤルイン)

Printed in Japan 2008 ISSN 1346-6593

●この刊行物は再生紙を使用しています。

編集後記 笑 凱 愕 酬

「ふるさと」にも「お年玉」を

子どもにとって正月の楽しみといえば、何といってもお年玉でしょう。小学生がもらうお年玉の平均額は約2万5千円、別居の祖父母や親戚が一人の子どもに渡す額は1万円を超えているとのこと(小学館調べ)。幼い子どもに多額の現金を渡すのはどうかとも思いますが、一つの文化として定着しています。また、これ以外にも、我が国には、お中元・お歳暮やお餞別など、「お付き合い」としての「贈答文化」が存在します。

一方、公益的な活動に対して私財を投じる「寄付文化」は、欧米に比べ、ほとんど発達していません。例えば、個人寄付の年間総額は、米国の約23兆円に対し、我が国では百分の一以下の2千2百億円ほどに過ぎません(内閣府経済社会総合研究所「非営利サテライト勘定による寄付とボランティアの統計的把握」)。

この点、我が国においても、寄付文化を醸成しようと、近年、寄付をした人に対する減税措置が拡充されてきました。特に、昨年12月には、いわゆる「ふるさと納税」の創設が与党の税制改正大綱に盛り込まれたところです。実現すれば、出身地や応援したい自治体に寄付をした場合に、その額から5千円を引いた額を、居住地の自治体に納める住民税から引いてももらえるようになるとのこと(ただし、住民税額の1割が上限)。

寄付金の使途は自治体の自由ですが、「ふるさと」の発展にとって最も重要なのは「人づくり」ですし、「ふるさと」で受けた教育をもとに寄付者は活躍しているのでしょうか、教育の発展のために、是非活用して頂きたいものです。

また、これを機に、マンパワーの提供のみならず、「寄付」を通じた社会貢献の重要性についても、十分に訴えていく必要があるのではないのでしょうか。

(文部科学省生涯学習政策局地域政策室長 御厩祐司)